

孤独・孤立対策の 推進に向けて

福祉局 地域福祉課
政策企画室 企画部

孤独・孤立対策とは

背景

近年の社会構造の変化により、人と人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況である。

会社とのつながり

雇用の保証や
手厚い福留康生

働き方の多様化
ワーキングプアの増加

地域とのつながり

地域の互助組織や
支えあい

過疎化や高齢化
地域組織の衰退

家族とのつながり

家族や親族などによる
援助

少子高齢化
単身世帯の増加

オンラインの つながり

SNSやチャットなど

孤独感を紛らわすため
SNSに毎日投稿

加えて、コロナ禍により社会環境が一変し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化

孤独・孤立の問題

一人でいることが問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

予防の観点

一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐためには？
孤独・孤立の状態にならないためには？

➡ 日常にある「**つながり**」が必要

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策(孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組)について、次の事項を基本理念として定める。

- ①孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること
- ②孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③当事者に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援(当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援)の推進
- ・関係者(国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等)の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部(重点計画の作成等)を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等に構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くように努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

孤独・孤立対策推進法における 地方公共団体の責務及び努力義務規定一覧

孤独・孤立対策推進法		
条	見出し	条文
第4条	地方公共団体の責務	地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
第6条	関係者の連携及び協力	国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
第9条	国民の理解の増進等	国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。
第10条	相談支援	国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
第11条	協議の促進等	国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
第12条	人材の確保等	国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
第15条	孤独・孤立対策地域協議会	地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

孤独・孤立対策推進に向けた今年度の取組

	周知啓発	・各区役所、相談支援機関、商業施設、郵便局などへのポスター掲示等 ・相談支援機関等に対し、孤独・孤立対策に関する啓発 ・5月の強化月間にあわせたSNS・ホームページでの周知
	e-ラーニング	・孤独・孤立対策に関する庁内職員向けe-ラーニングの実施  8月1日よりe-ラーニングを実施
	関連施策の リスト化	・国の示す関連事業一覧を参考に本市事業をリスト化  9月中旬頃に照会予定
	孤独・孤立対策 地域協議会の 設置検討	・各区における、個々の当事者等への具体の支援内容について、関係機関等の間で協議する場 ・国のガイドラインを参考に本市における協議会設置を検討
	官民連携による 推進体制の構築	・大阪府官民連携プラットフォームへの参画 ・本市における官民による孤独・孤立対策の推進に向け、体制構築のための意見交換

孤独・孤立対策関係予算(抜粋)

厚生労働省

- ・寄り添い型相談支援事業
- ・地域生活支援事業費等補助金
- ・ゲートキーパーの要請・支援
- ・ひきこもり支援推進事業
- ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業
- ・困難な問題を抱える女性支援連携強化事業
- ・官民協働等女性支援事業

など

こども家庭庁

- ・ひとり親家庭等相談支援体制強化事業
- ・産婦健康診査事業
- ・産後ケア事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・支援対象児童等見守り強化事業
- ・ヤングケアラー支援体制強化事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・地域こどもの生活支援強化事業

など

文部科学省

- ・児童生徒の自殺予防
- ・いじめ対策・不登校支援等総合推進事業
- ・学生のメンタルヘルスケア支援等
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールカウンセラー等活用事業
- ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業
- ・帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

など

環境省

- ・食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業
- ・熱中症対策推進事業

国土交通省

- ・地域居住機能再生推進事業
- ・居住支援協議会等活動支援事業

法務省

- ・偏見・差別等の解消に向けた人権擁護活動の推進

など

最後に

- ・つながりが薄い社会では、孤独・孤立の問題は誰にでも起こりうることです。
- ・支援の受け方がわからなかったり、必要ないと考えているために、支援を受けない孤独・孤立状態の人がいます。
- ・孤独・孤立対策について理解を深めていただき、各所属で実施している取組においても、孤独・孤立対策の視点を持って対応すること、また困りごとを抱えている人に気付いたら、各種相談窓口へ相談するようにお伝えいただくなどの配慮をお願いします。

<本市の主な各種相談窓口>

- 高齢者の介護に関すること([地域包括支援センター](#))
- 障がいに関すること([障がい者基幹相談支援センター](#))
- 発達障がいに関すること([発達障がい者支援センター](#))
- こころの悩みなど([大阪市こころの健康センター](#))
- 生活の困りごとなど([自立相談支援窓口](#))
- 妊娠・出産・子育てに関すること
([地域保健活動担当・子育て支援室](#))

<参考ホームページ>

- [孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会をめざして | 大阪市](#)
- [あなたはひとりじゃない | 内閣府孤独・孤立対策推進室](#)

○大阪市 孤独・孤立対策啓発ポスター・チラシ

